小規模修繕契約希望者の登録を申請される方へ

１　目的

この登録制度は，建設業の許可を受けていない等の理由により，入札参加資格審査（いわゆる指名参加登録）を申請することができない方を対象に，旭川市が発注する小規模な修繕の受注を希望する方の登録を受け付け，登録者に見積依頼することにより，小規模事業者の受注機会の拡大を図るものです。

２　登録できる方

次の要件を満たす方で，建設業の許可の有無，経営組織，従業者数等は，原則として問いません。

(1) 法人は旭川市内に主たる事業所を置く方，個人は旭川市に住民登録のある方
(2) 精神の機能の障害により契約を適正かつ確実に実施するに当たって必要な認知，判断及び意思疎通を適切に行うことができない方又は破産者で復権を得ていない方
(3) 建設工事等又は物品購入等（3506 屋根雪下ろし・駐車場等除排雪業務（道路除雪を除く）を除く。）の入札参加資格者名簿に登載されていない方
(4) 希望業種を履行するために必要な資格，許可等を有する方
(5) 市税を滞納していない方

３　対象となる契約

旭川市契約事務取扱規則第１６条の２の規定により随意契約によることができる，予定価格が５０万円を超えない修繕で，その契約の内容が軽易で，かつ，その履行の確保が容易であると認められるものです。

４　登録の申請及び受付

(1) 小規模修繕の受注を希望する方は，次の書類を総務部契約課に提出してください。
　ア　新規に申請を行う場合
　　(ｱ) 小規模修繕契約希望者登録申請書（様式第１号）
　　(ｲ) 法人の場合は商業登記簿謄本，個人の場合は代表者の身分証明書
　　いずれも申請時３か月以内のものとします。
　　※　身分証明書は，本籍地のある市町村で交付しています。
　　(ｳ) 納税証明書（滞納のないことの証明。指定書式を用いてください。）
　　※　市役所税制課（市役所総合庁舎３階）で交付しています。
　　詳細は，別紙「納税証明書の提出について」をお読みください。
　　(ｴ) 資格，許可等が必要な業種を希望する方は，その資格者証や許可証等の写し
　　※　技術者資格等が必要な修繕をする場合は，その資格証等の写しを申請書に添付してください。
　　(ｵ) 振込先口座登録書
　イ　更新（有効期間終了後，引き続き登録するとき）の申請を行う場合
　　(ｱ) 小規模修繕契約希望者登録申請書（様式第１号）
　　(ｲ) 納税証明書（滞納のないことの証明。指定書式を用いてください。）
　　※　申請内容に変更があるときは，変更内容が分かる書類（９参照）を提出してください。
(2) 個人については，住民登録担当課に住民登録の有無を照会することがありますので予め御承知願います。
(3) 申請書類の配布及び受付については，総務部契約課（市役所総合庁舎６階）で随時行います。なお，更新時は満了月の前月２６日から受付を行います。

５　申請書の書き方

(1) 「住所又は所在地」は，事業所の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で事業を行っている場合は，自宅の住所を記入してください。
(2) 「商号又は名称」は，通常使用している名称を記入してください。
(3) 「代表者職・氏名」の「職」は，法人の場合は商業登記簿上の「代表取締役」等の役職名

を記入し，個人事業主の場合は「代表」と記入してください。

(4) この申請書に押印する印鑑は，見積書や契約書，請求書等に使用する印鑑となります。
　法人の場合は代表者印を，個人事業主の場合は個人印を押印してください。個人印は，実印でなくとも結構ですが，ゴム印等変形しやすいものや，量販されている印鑑は使用しないでください。

(5) 小規模修繕の希望業種は，５業種以内であれば，記入内容は自由とします。資格，許可等が必要な業種は，その資格，許可等の名称を記入してください。

〔希望業種〕　別紙「小規模修繕契約希望業種（例）」を参考に記載してください。

６　登録者名簿

毎月 25 日まで受け付けたものを，それぞれ翌月１日付けで登録します。

７　登録の有効期間

登録日から令和７年５月３１日まで，最長で３年間です。

８　登録者名簿の取扱い

登録者名簿は，庁内に公開し，市が小規模な修繕の見積合せを発注する際の選定の対象になります。ただし，見積り参加や契約を約束するものではありません。

また，契約制度の透明性を図る観点から，一般に公開する場合がありますが，あらかじめ御了承の上，申請してください。

９　登録事項の変更の届出

申請事項に変更等が生じた場合は，小規模修繕契約希望者登録変更・廃止届（様式第２号）により，遅滞なくその旨を届け出てください。なお添付書類は次の表のとおりです。

変　更　内　容	添　付　書　類
・「商号又は名称」又は「代表者職・氏名」	・法人にあっては商業登記簿謄本，個人にあっては代表の身分証明書
・「資格・許可等」の記載事項	・新たな資格者証，許可証等の写し
・「振込先口座」	・振込先口座登録書

10　契約の方法及び履行

この制度に基づく契約の方法は，原則として２者以上による見積合せによって，最も低い価格を提示した業者と契約することになります。

また，契約の履行に当たっては，関係法令及び旭川市契約事務規則を遵守して行っていただきます。

なお，請け負った契約は，自ら履行しなければなりません。一括下請け（丸投げ）や市が認めた場合以外の下請けはできませんので，申請時の希望業種の記載範囲は，自ら履行できる業種を記載してください。

11　登録者名簿からの抹消

登録者名簿に掲載されている方が，前記２の登録要件に該当しなくなった場合のほか，契約に関して談合等不正又は不誠実な行為があった場合には，この名簿から抹消する場合があります。

12　契約保証金

この制度に基づく名簿に登載された方との契約締結に際しては，契約保証金を免除します。

13　問合せ先

旭川市総務部契約課制度担当（７条通１０丁目　第二庁舎５階）
TEL　代表２６－１１１１（内線３２８７，３２９０）　　２５ －５７３６（直通）